

# 岐阜県農業参入法人連絡協議会会則（案）

制定：平成24年8月2日

（名称）

第1条 この会は「岐阜県農業参入法人連絡協議会」（以下「協議会」という。）という。

（事務局）

第2条 協議会の事務局は、岐阜県農業会議内に置く。

（目的）

第3条 協議会は、会員相互の連携・情報交換・研鑽を図るとともに、行政機関等への要望・提言等の取りまとめや、企業等の農業参入や参入後の経営発展等に係る情報発信等を行うことにより、参入企業等の農業経営の発展及び企業等の農業参入の推進に寄与することを目的とする。

（会員）

第4条 協議会の会員は、本協議会の目的に賛同して入会した者とし、正会員、準会員、サポート会員の3種とする。

- （1）会員（参入企業等） 一般企業が母体となって設立された農業法人や、解除条件付き貸借その他により農業に参入した法人
- （2）会員（参入企希望業等） 農業への参入を希望・検討している法人
- （3）協力会員 本協議会の事業をサポートするために入会した個人又は団体で、その事業又は活動を通じて農業参入法人等をサポートできる情報やサービスを有し、それらを本協議会会員等に提供できる業務体制を有している者

（世話人会）

第5条 協議会に世話人会を置く。世話人会は代表世話人たる会長、副会長2名ほかをもつて構成する。

- 2 世話人は世話人会において選出し、会員に周知するものとする。また、世話人の任期は2年とするが、再任をさまたげない。
- 3 会長、副会長は、世話人の中から互選する。
- 4 会長は、会務を統括する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 6 会長、副会長、世話人は、その任期が満了し、または辞任により退任しても、後任の会長、副会長、世話人が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(加入)

第6条 協議会の会員になろうとする者は、事務局に入会申込書を提出し必要な審査・手続きを経た後に、世話人の承認を受けることとする。

2 個人の賛助会員については、正会員1名以上の紹介を必要とする。

3 世話人の承認は世話人会および世話人持ち回りにより行うことができる。

(退会)

第7条 会員は、世話人会に退会届を提出して協議会を退会することができる。

(事業)

第8条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員相互の情報交換及び研鑽

(2) 企業等の農業参入及び参入後の経営発展等に係る情報発信

(3) 行政機関等との意見交換

(4) その他目的達成に必要な事業

(会議)

第9条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集する。なお、会長が会議の議長となる。

(経費)

第10条 協議会の運営に必要な経費は、県補助金、その他の収入をもって充てる。

2 特別の経費を必要とする場合は、世話人会の議を経て会員等から徴収することができるものとする。

(事業)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、世話人会によってこれを定める。

附則

1 この会則は、平成24年8月2日から施行する。

2 設立当初の世話人会は、第8条の規定にかかわらず、発起人をもって構成する。

3 設立当初の事業年度は、第11条の規定にかかわらず、設立の日から平成25年3月31日までとする。